

【第1回勝浦市海岸づくり会議 会議録】 H30. 7. 11

司 会 皆様こんにちは。
定刻よりも少し早いのですが、皆様お集まりいただきましたので、只今から第1回勝浦市海岸づくり会議を開会します。
初めにお配りしております資料の確認をお願いいたします。
上から順に、本日の次第、座席表、資料1-1「海岸づくり会議の目的及び趣旨」、資料1-2「勝浦市海岸づくり会議運営要領」、資料の3「津波対策に対する意見聴取の進め方」、資料1-4「興津地区防災計画」、資料1-5「勝浦市海岸づくり会議（興津港海岸）津波防護の対策案 平成30年7月11日」、以上の6点となります。
不足している資料がありましたら申し出をお願いします。
それでは次第2にあります委員紹介ですが、本日ご出席いただいている委員の方々をご紹介させていただきます。
紹介は資料1-2の2枚目にあります、別表の順に行わせていただきます。

【委員紹介】

司 会 どうぞ委員の皆様よろしくお願いたします。
続きまして次第3に移ります。
会議開催にあたり、勝浦市長 猿田寿男よりご挨拶申し上げます。

市 長 皆様、どうもこんにちは、只今ご紹介いただきました市長の猿田でございます。
日頃、市政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜っておりますこと、厚くお礼申し上げます。
また、この度の興津港海岸を対象といたしました、「第1回勝浦市海岸づくり会議」を開催するにあたりまして、皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらず、会議委員の委嘱をご承諾いただきまして誠にありがとうございます。
さらに、本日はもう夏の観光シーズンが近づく中にもかかわらずご出席をいただきまして、お礼申し上げます。
さて、県では、平成23年3月11日いわゆる「3.11」に発生いたしました東日本大震災を教訓とする津波対策として、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」に基づく事業を夷隅土木事務所が実施するにあたり、夷隅郡内20ヶ所の海岸を対象に津波被害の想定額調査を実施いたしました。
その結果、興津港の海岸は他の海岸の被害想定額と比べて突出していたため、最初に対策を行なうこととなったものであります。
この計画を実施するに際しては、地域の意見を十分に反映しなければならないことから、本日、関係各方面の方々にお集まりいただきまして、興津港海岸の「防護」、「環境」、「利用」の面など総合的に判断していただき、本海岸のよりよい姿というもののご意見をいただきたいと存じます。
この後、事務局等より事業の説明がございますので、忌憚のないご意見をお話していただき、有意義な会議になることをお願い申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。
よろしくお願い申し上げます。

司 会 市長、ありがとうございました。
続きまして傍聴人の方に申し上げます。
本会議の傍聴等につきましては、受付でお示しました「勝浦市海岸づくり会議の傍聴について」のとおりお願いたします。

資料については、会議終了後に回収いたしますので、持ち帰らぬようお願いいたします。
会議は資料 1-2「勝浦市海岸づくり会議運営要領」第 7 条にありますように、公開で行いたいと考えております。

この後の次第 4 に入ってから委員の方が発言しやすいように、写真撮影、録画、録音等を行わないようお願いいたします。

また、会議結果は市ホームページで公開したいと考えております。

事務局以外で写真撮影をお望みの方がいらっしゃれば、今のタイミングでお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、次第 4 にあります海岸づくり会議の目的及び趣旨について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、資料 1-1 海岸づくり会議の目的及び趣旨をご覧ください。

目的ですが、本会議は、勝浦市興津港海岸において、千葉県が千葉東沿岸海岸保全基本計画に基づく事業を実施するに当たり、津波対策についての地域の意見を聴くことを目的とします。

海岸づくり会議設立の趣旨ですが、先般、千葉県では津波防護の考え方を取り入れた海岸保全基本計画の変更を行い、整備については「海岸保全基本計画」の防護水準を基本としています。

また、地域の意向や特性に応じたきめこまやかな海岸づくりを推進していくためには、海岸ごとに地域住民や関係団体等の意見を聴き、計画を策定し、防護・環境・利用が調和した総合的管理を行うことが望ましいとされています。

このため、興津港海岸についても、勝浦市を主体として関係団体や地域住民などからなる「海岸づくり会議」を設置し、地域主体による魅力ある海岸づくりを目指しています。

その検討対象位置ですけれども、次ページをご覧ください。

この位置図の丸の位置の興津港海岸であります。

以上で説明を終わります。

司 会

それでは、続きまして「座長及び副座長の選出について」ですが、資料 1-2「勝浦市海岸づくり会議運営要領」をご覧ください。

第 4 条で、「会議には、座長 1 名及び副座長 1 名を置き、座長及び副座長は前条で定める者の中から学識経験者の互選による。」としており、既に互選が済んでおります。

それでは座長、副座長前の席へ移動をお願いいたします。

【座長、副座長席へ移動】

司 会

それでは、議事に入ります。

座長、よろしくをお願いいたします。

座 長

本日の会議の座長を務めさせていただきます。

会議の円滑な進行につきまして、皆さまのご協力をお願いしたいと思います。

また、県を中心として人命・財産を守るという大きな目的のために、皆様のご協力を得て早めにこの海岸防護を進めたいと考えております。

その意味でこの会議は、皆様方のご意見を賜りながらどう進めていくかということと、皆様のご決意を是非考えて頂きたいと思っております。

ソフトな対策でどこに避難したらいいんだろうとか、避難場所はどこだろうかという、若しくは通行の話とかですね。

そういう情報を伝達する方法とかというのは、今回対象ではございませんので、あくまでも

海岸構造物として海岸を防護していく。

市民の皆様の生命と財産を保護すると、そういう建前でお話を今日進めさせていただければと思いますので、どうぞご理解の程よろしくをお願いします。

また、通常の平日にこのような会議を開いて、皆さんほとんどご参加していただいております。

それに対しても感謝申し上げます。

それでは、会議を始めます。

次第5の議事（1）の「意見聴取の進め方」について、説明をお願いします。

それでは勝浦市より説明をお願いします。

事務局 それでは説明させていただきます。

資料1－3津波対策に対する意見聴取の進め方をご覧ください。

進め方ですが、関係機関対象の連絡会議開催後、地域の状況に即した海岸づくり会議を開催することとしています。

STEP1の連絡会議ですが、関係機関は主に行政ですが、その目的は行政間の実施方針の共有化を図ることとして去る6月29日に実施いたしました。

次にSTEP2の第1回海岸づくり会議ですが、その目的は現状と課題の共有を図ることとして本日の全体会議となります。

続いて、STEP3の住民会議ですが、興津地区の地域住民を対象としソフト対策にするか、ハード対策にするか等、津波対策について住民で意見交換を行う場とし、STEP4に進む津波対策の興津地区の地域住民の全体の合意形成を目指していただくための住民会議となります。必要に応じて複数回実施するものと思っています。

STEP4の第2回海岸づくり会議ですが、住民会議の意見を基に方針設定をいたします。

議題として、津波対策の対策案・津波対策の方針を決めていきます。

なお、会議の回数、内容は進捗状況により適宜変更することがありますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。

座長 はい、どうもありがとうございました。

なお、意見とかご質問につきましては、議事の（4）意見交換のところで求めたいと思いますので、ご協力の程よろしくをお願いいたします。

続きまして、議事の（2）に移りたいと思います。

ソフト対策として「興津地区の防災計画」につきまして、勝浦市より説明をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

市総務課 皆さん、こんにちは。

皆様のお手元の資料、1枚紙の1－4とございます、こちらの防災マップのほうを主にしながらお話をさせて頂きたいと思います。

本日この後説明がございまして、いわゆるハード面での津波防護対策に先立ちます判断材料といたしまして、当市で今まで行ってきました防災対策、また今後予定しております対策について簡単に説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

勝浦市におきましては、このお手元のような防災マップを皆様にお配りすることで、各地域の浸水想定地域などを広報してきておるところでございまして、東日本大震災の例でも明らかかなように、津波の規模は地震の強さや震源の方向、また海底や海岸の地形条件により大きく左右されるため、津波警報の段階でその津波の規模を正確に想定することが非常に困難となっております。

また、大規模な水門や防潮堤が仮に備えられている場合であっても、我々の想像を超えて、波が乗り越えて浸水することを常に想定して行動していきたいと考えております。

以上のようなことから、津波避難の基本方針は本市といたしましては、少しでも早く、少しでも海岸から遠く、少しでも高い所に避難することを大原則として考えております。今回、会議の議題になっております興津地区は、全体的に海拔が市街地は5メートル前後しかない状況でございます。

そのような中で、どのようにしていくのかということで、市ではお手元の資料がございますように、数箇所の避難場所または避難建物を指定させていただいております。

浸水想定が、8メートル前後と仮にいたしまして、全ての場所が10メートル以上ということで想定をさせていただいております。

お手元の資料の赤い丸を起点といたしまして、点線を追っていきましてそれぞれの避難場所まで、時速約3.5km、普通にゆったり歩く速度で歩いた場合の時間とその距離をそれぞれ示させていただいております。

このような場所を日頃からすぐに確認していただくとともに、併せまして常日頃から、皆様にこちらから啓発させていただいていることといたしまして、数日分の食料、飲料水、ラジオなどの非常品の持ち出し物を備えておくこと、また家族の集合場所を決めておくこと、防災無線、Jアラート、テレビの放送などで警報発令を察知した場合には、すぐに活動を開始していただくこと。

また、警報などが仮に出ないとしても、市役所などの被災が考えられますので、ご自身で海を見て、異常を察知した場合には速やかに活動を開始していただくこと。

また、波が引いたと思っても警報が解除されるまでは自宅に戻らないこと。

そして、興津地区におきましては、主に10メートル以上の場所を指定してはございますが、万が一の場合は興津バイパスからブルーベリーヒルまでの道が一応確保させているということを少し念頭においていただければと考えております。

また避難にあたりましては、自動車などを使わず、なるべく徒歩で避難していただきまして、渋滞に巻き込まれてしまうことを防ぐこと。

また、津波は第1波より第2波が大きい場合があるということ。

このようなことをここ数年、啓発させていただいていることとございます。

また、このような避難の原則がございますが、今後市といたしましては、区の皆様の協力などを得ながら次のような事業を進めていきたいと考えております。

まず1点目といたしまして、現在各区に自主防災組織の設立を進めていたところとございます。

現在、市内で16団体の自主防災組織が出来ております。

このような団体ごとに、市の指導に依らずとも、津波避難訓練などを開催していただいている状況でございます。

なお、市といたしましても年に1回、市主導の津波避難訓練を実施する方針です。

また、各避難路の場所を示す看板は従来から設置しておりましたが、現在年間数箇所ずつではございますが、道を照らす照明を新たに設置することを進めております。

現在、興津地区では興津坂に向かう避難路について、夜間に人の動きを感知しまして道路を照らす照明の設置が完了しておるところとございます。

また、防災無線の雷雨などの音で聞き取りにくいということを解消するために、皆様の携帯電話にアプリをダウンロードいたしまして、防災無線の音を皆様のお手元の携帯から聞こえるというアプリの運用を今年度より開始したところとございます。

以上、簡単ではございますが、市として今まで進めてきました防災の対策、また今後進めていく対策ということで説明させていただきました。

座 長

どうもありがとうございました。

非常に分かりやすく、立派な防災マップが出来ております。

また、具体的にどう進めるかっていうことでの自主防災組織も設立され、それが自主的に動くような形になってるということ。

それから、避難看板とか照明につきましても既に完成している所、また部分的にこれから進めていかざるを得ない所、それも既に明確にしていること。

それから防災無線につきましても、風、雨等によって聞こえない場合がありますので、それぞれスマートフォンとか携帯電話でもってアプリをダウンロードして、それをいつでも確認できる、危険のときにはそれが自動的に配信されるというようなかたちで整備されているということ。

非常に前向きで、市長のご意向が十分行き届いているというような内容をご説明していただきました。

ありがとうございました。

つづきまして、議事（３）のほうに移らせていただきたいと思います。

「津波防護の対策案」につきまして、千葉県夷隅土木事務所より説明をお願いいたします。

夷隅土木事務所 私の方からは、今ありましたように議事（３）の「津波防護の対策案」についてご説明させていただきます。

お手元資料の１－５をご覧ください。

２ページに本資料の構成となります、目次を示しております。

（１）では千葉県における千葉東沿岸海岸保全基本計画についてご説明いたします。

（２）では津波対策における、対象とする津波の種類とその対応策に関する基本的な考え方についてお示しいたします。

（３）では津波対策基本方針について、防潮堤等の海岸保全施設で背後地を防護するに当たっての整備高さについての考え方をお示しいたします。

（４）では津波に対する一般的な対策事例をお示しいたします。

（５）・（６）では、海岸保全基本計画上の検討区間および興津港海岸を優先する理由についてご説明いたします。

（７）・（８）では、興津港海岸における津波の浸水範囲の予測図と津波・高潮・高波対策を考慮した海岸保全施設等の高さの目安をお示しします。

（９）ではハード対策を行った場合の、イメージ像についてお示しいたします。

そして最後に意見交換といった流れになります。

３ページをご覧ください。

（１）海岸保全基本計画についてでございます。

千葉県では「千葉東沿岸海岸保全基本計画」を策定し、海岸防護のための施設の整備はもとより、環境の保全や利用に配慮した総合的な海岸保全を推進していくこととしております。平成２３年３月１１日に発生しました、東北地方太平洋沖地震では千葉東沿岸において甚大な被害が発生したことから防護の考え方を見直す必要が生じました。

そこで県では、平成２５年１１月に千葉東沿岸海岸保全基本計画の変更を行ったところであり、海岸保全施設の高さの目安を「高潮」から守る高さから「高潮」と「津波」のどちらでも守れる高さに変更しております。

４ページをご覧ください。

（２）津波対策の基本的な考え方についてご説明します。

今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要があるでございます。

一つはＬ１津波で、これは発生が十数年から百数十年に一度程度の比較的頻度が高く、津波の高さは低いものの、大きな被害をもたらす津波を指します。

また、もう一つはＬ２津波で、発生頻度は極めて低いものの、一度発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を指します。

前者のＬ１津波を設計津波といたしまして、人命、住民財産の保護、地域経済の確保の観点から原則として防護施設等を整備する等の対策を行い、後背地を防護します。

後者のＬ２津波は、最大級の津波ですから、この津波を対象して対策を考えることは施設規

模が巨大なものとなり、整備のための用地確保や整備期間、コストなど実現性が乏しいものとなります。

よって、最大クラスの津波に対しましては、人命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に取り得る手段を尽くした総合的な対策を確立していくものとしております。

次に5ページです。

(3) 津波対策基本方針についてご説明します。

さっきの津波対策の基本的な考え方でもご説明しましたとおり、対策として施設整備を行う場合の設計津波は、発生頻度の比較的高い津波であるL1津波を対象とします。

図に示しておりますとおり、防潮堤等の海岸保全施設や山、崖などの自然地形、土塁、海岸部にあります道路などを含めた海岸保全施設等の高さの目安は、このL1津波の到達高を予測計算し、津波に先駆けて発生する地震に伴う広域地盤沈下量などの要素を予め加えた高さで設定します。

一方先程の説明にもございました最大クラスの津波であるL2津波については、L1津波に対する対策を行ったとしても防潮堤等を乗り越え背後地への浸水が生じることが想定されます。

このため、最大クラスの津波に対する備えとしましては、防潮堤等の高さの確保に絡む問題ではなく、避難を軸とした総合的防災対策で対処すべきものとしております。

もちろんL1津波に対する対策が行われたとしても、これに安心するのではなく津波が発生すると警告された場合には、直ちに避難行動に移すといったことが必要であるということはいうまでもございません。

次に6ページです。

(4) 津波に対する一般的な対策事例についてご説明します。

津波対策としては、構造物による津波制御を目的とした、いわゆるハード対策と、津波被害の軽減を目的とし、避難を軸とするいわゆるソフト対策の2つの津波対策がございます。

ハード対策を実施するかどうかにつきましても、ソフト対策と併せて考えていく必要がございます。

次に7ページです。

こちらにはハードの津波対策の事例として写真等で示しております、構造物によります津波制御を目的に、防潮堤及び津波防波堤の整備や水門及び陸閘の設置などが対策としてございます。

次に8ページです。

こちらについては、ソフト面での津波に対する一般的な対策事例として示しております、津波被害の軽減を目的に津波ハザードマップの作成や、避難路、標識、避難場所の整理、情報伝達施設の整備等があり、その対策については、興津地区の防災計画において、勝浦市の方からご説明あったとおりです。

続きまして9ページ(5)の海岸保全基本計画上の検討区間についてですが、千葉県の海岸保全を考える上での区分としまして、図のように沿岸を分割しております。

まず青字で示しておりますのは、浦安市から館山市洲崎までの東京湾沿岸7地域海岸で、赤字で示しておりますのは、銚子から館山市洲崎までの千葉東沿岸13区域海岸となっております、この興津港海岸につきましては千葉東沿岸13地域海岸の⑪の鶴原漁港から勝浦市境界までの海岸となっております。

次に10ページ、(6) 興津港海岸を優先する理由についてです。

いすみ市から勝浦市にかけての夷隅土木事務所管内におきまして、海岸づくり会議がこの興津港海岸が1箇所目ということになります。

興津港海岸につきましては、その特徴としまして、背後に数多くの人家や資産が多く、仮に津波が発生した場合の被害が多大となるといったことや、1つの湾で閉塞している地形であることなどから、このエリアにおいてはまず興津港海岸の津波対策を優先するということとしております。

続いて11ページをご覧ください。

今回の対象地区であります興津港海岸における1677年の延宝地震を想定した浸水予想図となっております。

浸水時の条件としましては、現況施設において潮位がT.P.+0.7の時に水色で着色された箇所が想定浸水範囲となっております。

浸水範囲につきましては、国道128号の旧道、更にはJR外房線の線路を越えている箇所も想定されております。

続いて12ページでは、浸水予測範囲における浸水高を2つの色に色分けしております。

最大の浸水が45cm未満の範囲は黄色で着色し、45cm以上の範囲は水色で着色しております。

続いて13ページをご覧ください。

ここでは興津港海岸における津波・高潮・高波対策を考慮した海岸保全施設等の高さの目安を示しております。

海岸保全施設の高さは、津波対策と高潮対策のそれぞれで必要な高さのうち、高い方を採用することとしております。

興津港海岸における津波対策として必要な高さはシミュレーションの結果、T.P.+5.5mとなっております。

また、高潮対策として必要な高さにつきましては、広域的な高潮であり個別の高潮の高さではございませんがT.P.+5.0mとなっております。

従いまして、興津港海岸では津波対策での高さを採用し、それに津波をもたらす地震による広域の地変動量として約40cmの沈下量を加味してT.P.でいうと+5.9mを海岸保全施設の高さの目安として設定していきます。

14ページからは興津港海岸における津波対策として必要な高さについて、仮に海岸保全施設等の整備を行った場合のイメージ写真というものを示しております。

図面の右手から左手にかけて、地点1から地点4の各地点におけるイメージ写真となります。

15ページが、地点1のイメージ写真です。

こちらの写真がハード対策を行なう前の現状のものであり、現地盤の高さというのはT.P.+2.65m、堤防の壁高が1.1mありますので、堤防の天端高というのはT.P.+3.72mとなっております。

次の16ページですが、仮に堤防のハード対策を行った場合に、先程説明しました海岸保全施設等の高さの目安となりますT.P.+5.9mまでの堤防高さということになりますので、堤防の壁高というのは3.2mとなり、現況の1.1mより約2.2mほど高くなっております。

ご覧のように堤防の高さが上がることにより、現地盤のいわゆる人の目線からいいますと海岸を見ることが出来ない状況となっております。

次に17ページ、こちらは地点2となります。

ハード対策前の状況になりますが、地点1とほぼ同様であり、現地盤の高さというのがT.P.+2.80m、堤防の壁高が1.0mありますので堤防天端高というのはT.P.+3.78mとなっております。

18ページに地点2におけますハード対策を行った場合のイメージ写真ということで、こちらにつきましても地点1と同様に堤防天端高がT.P.+5.90mとなり、堤防の壁高というのは3.1m、現況の1.0mより2.1m高くなることとなります。

こちらも地点1と同様に現況からは海岸、海面が見れなくなるということになります。

続きまして19ページ、地点3となります。

これは養老川河口付近の写真です。

写真の奥に赤で塗装されました養老川水門というのが見えております。

これは20ページで仮にハード対策が行なわれた場合の写真ということですが、堤防の壁高

が約3.1mで現況より、2.1mほど高くなりますので、先程見えた養老川水門というのが見えない状況になります。

次に21ページ、地点4になります。

こちらは興津港海浜公園付近から興津港海岸を見た現在の状況写真です。

ここは他の地点より地盤高が多少高くなっておりまして、現地盤高がT.P.+3.62m、堤防の壁高が0.3mですので天端高はT.P.+3.92mというふうになっております。そして、22ページが仮にハード対策を行った場合、堤防の壁高というのは約2.3mで現況よりも2.0m高くなりますので、ほかの地点と同様に海面が見えないような状況となります。

以上、堤防を仮に整備した場合のイメージというものを説明させていただきました。

座長

ご説明ありがとうございました。

いろいろとまだ、ピンと来ない部分があると思いますけれども、どんなことでも結構でございますので質疑応答を、あるいはご意見を皆様から賜りたいと思います。

なお、発言の際には、挙手のうえ所属を名乗ってからお願いしたいと存じます。

それでは議事(4)に入いらさせていただきます。

皆さんのところに市の職員の方が行きますので、どうぞマイクを持ってご説明下さい。

すべて記録に残りますので、できるだけマイクを使っていただければと思います。

先程、私ソフトな意見はどうこうってことを言いましたけれども、ソフトな意見も重要なことですので、今回はソフト、ハード関わらずご意見、あるいはご質問、あるいはこう望むというようなことでも結構ですので、第1回目の会議ですのでみなさんどうぞ忌憚のないご意見を賜ればと思います。

それから後程、副座長は海岸のご専門ですので、われわれの今日の質疑応答あるいはご意見の交換のところ、まだ出てこないようなことでご指摘が御座いましたら、是非お願いしたいと思っております。

それではいかがでございますでしょうか。

どなたでも結構です。

委員A

委員Aです。

ご説明ありがとうございました。

正直、座長が言われたように、1回目の説明なので少し漠然としておりまして、1回の質問で終わるかどうかわからないんですけど、まず、最初のご説明のなかで夷隅地区20箇所調査して、興津地区が突出していたという話がありました。

その突出していたですね、数字的なものが無いので、興津が選ばれた理由の1つとしてこういうことなんだよという数字的な根拠がありましたら教えていただきたいということでございます。

2つ目に、興津ですね、過去の津波の被害の状況をみると、やはり延宝の津波の被害が一番大きい、元禄の津波がありますけれど、さっきのL2が今回対象外ということですので、L1でいけば延宝の津波なんだろうという風に思ひまして、地元のお寺の歴史の中でもそこで被害があったというようなことが記されております。

ここで、5.0m、さっきの資料で5.9の数字だったわけですが、一応想定としては延宝の津波なんですが、私は海岸のすぐそばに家がありまして、毎日海を見て生活をしているんですね。

海が見えない部分っていうのがあるのと、それを日々の生活の中で海が見えないことに対する、ストレス、あるいは観光、商業そういった部分との関係の中で大きな影響があるじゃないかというふうにも思いますので、それについてのご見解をいただきたいと思います。

それからもう一つ、さっき川の部分ですね、川の部分が私聞き漏らしかも知れませんが、どういうふうになってるのか、津波ですから上がっていくと思いますので、壁は分かりまし

たけど、川の部分はどうなっているのかということのご説明をいただきたいと思います。これは後の話になりますから、今じゃなくてもいいんですけど、高さ、延宝の前提ですからその高さなんだよということはさっき説明を聞きましたから分かりますけれども、その辺の加減ですよね。

加減が今後の話のなかで、どういうふう到我々として理解していけば良いのかっていうことですかね。

その高さっていうのは決定事なんだよ、それにイエスかノーなんだよっていうことなのかどうか、その辺を含めてちょっと見解を伺わせていただければと思います。

座長 ありがとうございます。

まあ、第1回目ですので、不明な点が県土整備部もあると思います。

だいたい延宝津波なりの被害等を全て洗い出してそれでこの高さを計算し、設定したものだと思いますので、この辺について県土整備部の方からご説明いただけますでしょうか。

それから河川との取り合いでもって、必ず防潮堤がその高さまでは、少なくともこの3mくらいの高さでもってずっと延長するのかなって感じがいたしますけれども。

まあ質問自身がすごく、まだ明確にこれを求めているわけじゃなくて考え方で求めていますので、まだこれから皆さんとの特に景観の部分なんかは、朝起きて海を見ていたのが今までの所に目的の所に非常に高い壁が出来上がると。

委員A 推定の話ですよ。

まずは1回目。

座長 1回目ですので、どうぞ県の方も、なんか揚げ足を取られるんじゃないかって心配してこうだっていうんじゃないくて、どうぞ今わかるところでご説明いただければと思いますが。

河川整備課 河川整備課の海岸砂防室です。

ご質問いただいた中から、L1の津波について考えをちょっとご説明したいと思います。

皆様のお手元の資料だと4ページのスライドをちょっとご覧下さい。

若干繰り返しの回答にもなるんですけども、L1津波として先程ご説明したなかで1977年の延宝地震というのがございます。

今回、千葉東沿岸海岸保全基本計画というのは銚子市から館山市洲崎までの太平洋側の方で、津波の防護水準を決めるときに、幾つかの地震をシミュレーションしてまして、ここに4ページのスライドの右側の方に書いてございます、延宝地震、安政東海地震、関東地震、チリ地震とか書いてございますけれども、幾つかの地震の中で一番地区海岸ごとに津波のやってくる津波高の高いもの、これを地区海岸ごとに採用しています。

要は、津波が仮にやってきたとしたら一番高く上がるのはどの地震ということで、例えば、九十九里側の方から見ていくと、延宝地震で高くなっている海岸もあれば、今回のような東日本の東北地方太平洋沖地震の地震を与えたときに津波高が高くなる場所もございます。今回の興津については、延宝地震を与えたときが一番、L1津波としては高くなってございますので、一応そういうチャンピオンの津波高を採用しているということでございます。

それが、+5.9mですよということでご説明しました。

延宝地震というのは、福島沖合いから八丈島にかけて太平洋側を縦に海溝が走ってまして、ここのプレート上で起きた、巨大な地震が起きると沖合いの方から津波が一斉に房総半島に向かってやってくるという地震でございまして、銚子から館山にかけていろんな過去の遺跡では、碑が残ってると思うんですけど、延宝地震の被害がかなり大きく過去の歴史で碑が残っている。

波きり不動尊が置かれていたりとかいうことで、一番被害が大きかった地震になります。

L1については以上でございます。

座長 ありがとうございます。
海岸のほうについてはどうでしょうか。
まだ、県のほうから海岸というか、河川の方ですね話について説明いただければと思います。

夷隅土木事務所 夷隅土木事務所です。
先程の海岸プラスの河川のお話でございましたが、今回、河川を考えているという訳ではなくて、海岸とその河川の一部があって水門がございますので、そこまでの範囲の津波対策としてこう考えた場合の今回のお示しした内容になっておりますので、河川ということではございません。
海岸の一部ということになります。

座長 なるほど、はい。
いずれにしろ河川があると、遡上する波の波高が非常に問題でして、いろんな所で河川がいわゆる大きな被害を受けているということが明らかでございます。
そういう意味で、港湾の延長として河川を捉えても、遡上していくということで非常に大きなダメージを周辺に与えることとなりますので、またそれについても地区での説明会等で細かく検討していただくと。
それと、海岸法というのは、昔は防護だけでした。
しかもこれを改訂、成立するときもほとんど国、県だけで決めて、こう皆さんの住民の方々のご意見を賜らないでそのまま進めていたところがございます。
ところが改正海岸法からは、防護だけではなくて環境とそれから利用という3つの側面で海岸と捉えるということになりました。
それを受けて千葉県は、早急にこの沿岸海岸保全基本計画というものを作りました。
それで、東京湾とこの外海の太平洋に面した海岸と大きく分けて、それぞれの利用のあり方、環境のあり方それと防御のあり方も違いますので、それで2つについて基本計画を作りました。
それでこの間の7～8年前の津波、東北震災の被害を受けてすぐこの海岸基本計画を5年前に、改正しまして、それで実測に近い最大のL1の津波でもって対応すべく今回の計画として皆様にご提示しています。
これをするかしないかは最終的には、みなさんの合意なんですね。
一人でも反対すればじゃなくて、多数の方が、多くの方が賛成していただければこれを実行しようというのが常です。
やはりいわゆる人命と財産を、特に人命を保全すると言いますか、人命を重要視しておりますので、この視点について特にご検討していただいて、最も適した工法を考えていただきたい。
皆様のご意見を賜りながら、県土整備部としては対応していこうというような考えだと思います。
そういう意味ですので、これを持ち帰って、いま景観の話になりますといくらでもこう出てきますので、大変申し訳御座いませんが、これは地区のほうに持ち帰っていただいて、これから時間をかけて皆さんとお話して整理していくような手順でいきますので、そこでもう一回景観の話とか、それから「もう少し海を見えるよう小段部を作ってくれ」とかですね、「階段を少し内側のほうに階段を作ってくれ」とかそういう希望はある程度は可能性はあると思うんです。
ただ単に、万里の長城のような垂直岸壁をそこに作りますというような話ではないと思いますので、そこはまた県土整備部と検討しながらですね、最も良い方法を考えていこうという方法になると思います。

よろしくご理解の程お願いいたします。

委員 A 最後一言。

今、そう言われたところは分かりました。

分かったというか、そういうふうにしますが、川の部分ですね。

興津の場合は左右にあります。

今も水門を管理されている。

市がこれから発言があると思いますけれども。

そこで、巻かれちゃうともう殆ど意味が無いんですね。

だから、そこは一つの提案として地元でここで今日この中で何人もいますので、持って帰って仮に相談するにしても、大前提になってくると思いますのでそれだけ最後に一言言わせてもらって。

座 長 はい、わかりました。

県土整備部のほうもそれについては十分検討しながら、この河川は港湾の一部でしょうけれども、海岸の一部でしょうけれども高さは考えて作っている。

計算されて設定していると思いますので、またこれもまた地区のところですね、こういう意見を戦わせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

県のほうもそれをちょっとご理解していただきたいと思いますので、よろしくご配慮の程お願いいたします。

他にご質問の、ご意見の方がいらっしゃって手を上げた方。

委員 B 僕は、水門の関係をやってるんですけど、興津で生まれて70何年経つんですけど、こういうのをされるとなんか興津が興津で無くなるとそういう感じが率直に言って始めにしちゃいました。

僕は専門家じゃないのでわかりませんが、東日本の大震災の時にね、あの東北の津波で福島原発のところあの辺までずっとやられたわけですけど、それなりの対策をとっても結局想定外というようなかたちで、かなりの所が人的被害や物的被害のところ、今までにないようなかたちであったわけですね。

ソフトの面で頑張った所では、たとえば気仙沼なんかは人的被害というのが非常に少なかったとかね、そういう記録がありますけれど。

やっぱり第1番目に津波対策考える場合はソフトの面で、この人的被害というのを最小限に抑えるってことが1番大事じゃないかって事で。

今、委員Aから出されたように両方に港がこうあって、そこからみんな水が入って、水のはけ口は一体どこに行くんだと。

全部溜まって、湖の底のように沈んだようなかたちに興津の町がなるわけですね。

こういうことはどういうふうに考えているんだとか。

1ヶ月くらい前だったかな、都市建設課の人と僕と区長と、いろいろとそういうことを含めて話をしたんですけどね。

すぐは回答はもちろん無いんですけど、そういうことも含めて住民の方や、直接そこで生活をやってる漁師の方やあるいは農家の方だとか、そういう人達は大変な、自分の生活の生業に関わる問題なので、今まで船を出した所が、港が一体どうなるとかさ、そういうところがこの説明の中にほとんど無いわけなんでね。

今、座長さんからも言われたように、あくまでも住民の皆さんの合意に基づいてやるんだと、ということはコンクリートじゃない訳ですよ。

もう固まって、これで絶対的なものじゃないということも聞いたんで少し安心したんですけど、これから区に帰って、もちろん市の行政のほうで会議だとか懇談会とか説明、興津区は興津区としての皆さんの意見を聞く会議だとかそういうことをやりながら意見を言っていく

たいと思いますけれども。

それともう1つ市のほうにお願いしていきたいのは、興津区ですね、区民ね、今500世帯を切ってると思いますけど、450くらいかな。

年齢構成が、10年20年くらいでどれくらいになるのかね。

それもさっきも、区長とも話したんだけど、あと10年20年経つと興津なんか人がいなくなっちゃうよって、極端な話。

そういう話をしたとこに、そんな大きな金、どれくらいの金をかけてやるか知りませんが、そんな金をかけるんだったらもっと違う面で、ソフトの面だとか、すぐに出来るような対策をやれば、そんなに金がかかなくなると津波対策は出来るんじゃないかと。

これはまた後々、住民の意見の中で出てくるとは思いますけれど、その辺を危惧してるんで、是非みなさんにもご承知おき願いたいと思います。

座長 どうもありがとうございます。

ご意見としてお伺いしておきます。

あくまでもこれは、住民協議会ですので、みなさんのご意見がこういう構造物の高さだとかを決めていくものです。

それから今の年齢構成がでました。

昔から、このところ消滅都市なんかって言葉が出てますけれども、私は嫌な言葉だなと思いつつ聞いてるんですけど、いずれにしろ高齢化で人口が減ってくることは確かです。今後、50～60年でもって日本の人口は約半分近くになるという、由々しき状況になってるんです。

そういう中で、こういう資源を、海の中ってまさに資源なんですね。

この資源をどう活用するのは、やはりみなさんの気持ちといいますか、その考え方が非常に重要なものだと思いますので、是非これを地区に戻って十分検討してください。

県は、財布の出所は皆さんの税金から出てる部分と、さらに国の方からの助成金と一緒に併せてこの構造物を作ろうという安全対策を考えようということですので、財布の出所は別としましても、将来どう考えていったらいいかという重要な課題だと思います。

また、地区でいろんな方がいろんな考えをお持ちだと思いますけれども、一応、県としては安全対策を重視してこういうご提案をしています。

そういうことで、今後皆さんがその面をどう受け入れてくれるか、また、受け入れる条件としてはどうしようかっていうところが、また次のステップになると思いますので、これは行政側の県と市の担当者として、住民とどう向き合ったらいいかという大きな課題でもあると思います。

いずれにしろ、重要なのは人命・財産であり、どう保全するかっていうことで県として最大の許される場所での整備をやっていこうという考えだと思いますので、それをご理解していただければと思います。

次、どなたか。

委員B 一つ忘れしました。

座長 どうぞ。

委員B 14日に海開きが勝浦全体でもあるんですけど、興津でも海神式ってかたちで海開きの式典をやって観光客の方を迎い入れると。

そういう準備を今、観光の会長さんを中心に進めているわけですけど、あんな壁を作られたらね、海水浴客は来ないんじゃないかと。

そういう話も出てます。

まして、海水浴客としても普通の海水浴客はどこに逃げるんだと。

こんな高い壁を乗り越えるわけにいかないしね、そういう意見も出てるってことを一言だけ言っておきます。

座 長

これも非常に重要なことです。

実際に水門を作るにしても、水門と言いますか陸からの海に向かっていく道路をですね、どこに入口を作るか。

その防御もどうするかというのも大きな課題だと思いますし、観光上これも大きな課題だと思いますので是非地区に帰ってですね、皆さんと県の方、市の方併せてご意見交換していただければと思います。

決して悪い意味で、皆さんを無視してとかではなくて、あくまでもこういう話し合いのもとでいろいろなものを整備していこうという考えですので、県の前向きな姿勢だと思います。他にどうぞご意見があれば、どんどん手を挙げておっしゃって、ご発言をいただきたいんですけど、いかがでしょうか。

市の行政の方でも、市民の立場でこれはどうだろうかってことがあると思うんですけど、いかがでしょうか。

岩手県でも宮城県でも同じ問題でやはり、うちの町にはこういう防波堤、もっともっと高いですからね。

7mとか10mっていう高さのところで海が見えない、何とかしてくれ。

向こうでは、いろんなことを言っても、やはり人命・財産が重要だからっていうことで、県それぞれ整備したってことですね、海が見えなくなる。

それから観光客をどう対応しようかとそういうことで、随分お悩みになってる部分もあると思います。

逆に言ったら、市のほうで是非、予算を考えないといけないんですけども、宮城県とか岩手県とか福島県に行ってですね、そういったものがもう既に出てますので、実際それはどうなんだろうかっていうことでヒアリングをするのも一つの考え方も知れないです。

実際にそちらの住民の方がどういう考えで、あった方が良かったのか無い方が良かったのか、どうだっということもあります。

ただ、行政の建前としては、そういうものよりも人命・財産が大切ですねっていうことで、そういう基本的スタンスに立ってますので、それはそれでご理解いただきたいと思います。その上で、皆さんのご要望といいますか、それをいろいろと話し合っって一つの方向に求めていくという形になると思います。

他にご質問、ご意見がなければ、また市長さんから何かお考えがありましたら、感想でも結構ですので、一言お話しいただければ。

市 長

じゃあ、私のほうからちょっと思ってることでございますけれども、今いろいろとお話があって、これから防災というのと減災ということで、やはり私は今本当に日本列島がどういう状況になっているのかということで、この間のいわゆる東北地方太平洋沖地震、あれが寝た子を起す千年に一度の地震だということですけども、まさにその寝た子を起こしてしまった。

これから、やはり必ず東北地方にもまた大きな津波が来る。

それからまた、今いろんなその先生方から房総半島沖の日本海溝沿地震、いわゆる延宝の地震の時にも割れていない所が太平洋沖にあるということで、まさに切羽詰っているような今の時代で、どういうふうはこの防災を、また減災を考えたらいいのかということのですね、これはやっぱり大きな視点ですぐに切迫しているふうには私は思ってます。

ということで今後、30年以内に7～8割の確率で来るというときの状況を考えたときには、何らかの対策を、防護の防護壁、景観も大事だけれども防護壁もやっぱり考えなければいけないんじゃないかなと。

確かに、綺麗な勝浦の白砂青松のすばらしい景観の海が見れなくなるっていうのは、辛いこ

とですけれども、やはり我々の命のほうがやっぱり優先されるだろう。人口が減ってきたからどうのこうのじゃなくて、やはり生命というのは最優先にされるべきだろうということで、もちろん今、防災訓練、避難訓練こういうこともやりながら、そのソフトもやりながらも、こういうハードもやっぱり考えていかざるを得ないんじゃないかというのが、ちょっと私も聞いていて感想を持っております。静かな時代ならば、私はやらなくてもいいんじゃないかなと思いますけれども、まさに目の前にそういうものが来る。また、南海トラフも必ず近々来る。これも、この勝浦にも波がやって来る。それから、太平洋沖も房総半島沖も日本海溝地震も来る。こういうことを考えたときには、何らかの対策が必要じゃないかなっていうふうに思います。以上です。

座長 はい、ありがとうございました。市長もおっしゃる通りで、300年間の間に関東周辺で8件も発生しているんですね。つまり単純計算すれば、30年くらいで1回くらい大きな地震があり、津波はそのなかでまあ数回ですけれども。いずれにしろ、非常に大きな被害を被る。そういうことで、それがいつ来るかわからないんです。関東大震災からもう既に100年近く経とうとしています。そういうところで、いつまた関東大震災があるかわからない。それと、予測がかなり利かないというのが一番、予測学者も今までは予測が可能だと思っていたのが、どうもある程度はわかるけれどもそれ以上の事が分からない。何月何日なのかっていうことが、とても予測が立たないというような状況です。そういうことで大変心配だと思いますけれども、何を優先するのかをまた皆さんでご判断いただければと思います。婦人会の方が会長さんと副会長さんがいらしてますけれど、どちらの方でも結構ですが、女性の立場でこういうことを考えたらどうだよかというのはちょっとお話いただければと思いますがいかがでございましょうか？

委員C そうですね、先程、市長さんおっしゃったようにですね、人命が第一。私もこの写真を見て、困っちゃったら何も見れなくて、これ何なんだって思いましたけれども。そう、津波てんでんこでね、自分の命は自分で守る、みんなの命はみんなで守るということで、お願いしたらいいかなと思うんですけれども。ちょっとはつきりと言えませんが、そういうことでございます。

座長 ありがとうございました。では、委員Dさん。

委員D 私も興津なんですけれども、やはり同じ意見で、こんなにしたら海が見えなくなってどうするんだろう。ただその一言でございます。以上です。

座長 はい、ありがとうございました。いかがでしょう他にも何かご意見、ご発言ございましたらどなたでも結構でございます。大体、今4人の方にご発言いただきましたけれども、思うところは皆さん一緒だと思います。こういう座長をさせていただいても、いつも私もそういう具合に思ってます。でも、やはり皆さん人命財産、今回の西日本の台風ですね、台風、大雨、豪雨、こういう被

害を見ても、とにかく他人事じゃないんですね。

自分の家が流されたら、家族が亡くなったら、やはりすごく心配です。

本当にどうするんだらうかっていうのが、偽らざることです。

自分のどこへ来ないだらうと思ってても、この天災っていうのはいつ来るかわからないんですね。

ですからご質問もごもっともなんですけれども、やはりどこかで決めないといけない。

決めるのがやはり、この数年なり何かで、この住民協議会を経て第2回委員会ですら、方向性が大体決まるんです。

ただこれ時間が1年2年かかるのか、皆さんの同意を得られるのかどうかというところで、皆さん次第だと思います。

ただ県は、必ずしも皆さんのことを無視してどうこうじゃなくて、一応こういう考え方の元に海岸の防波堤の高さがこのくらい考えてますよってということで、ご提示いただいています。

そういうご提示の元で、皆さんそれを受け入れるかどうか。

受け入れないとすれば、どうしようか。

ソフト対策でいきましょう。

私は、この先程ご説明いただきましたソフト対策、非常に良く出来ていると思います。

ただ高齢者、障害者の方、どうするのかな。

今、私達も元気なうちは歩いて何とか歩いて、10分くらいで到達できるだらうけれども、これから寝たきりになったらどうなるんだらう。

だれかが本当に面倒を見てくれるのかどうか。

ここが難しいとこなんです。

だれかに責任を押し付けると、その方が非常にご負担になります。

このようなところがどうするのかっていうのもあるんですけども、まあいずれにしろ基本的な考え方をどう整備するのかです。

これも皆さん大きな課題で、やはり今こう思っているけど、また家に帰って地区の方々のご意見を聞いたら、こういう方向になるんじゃないかなってあるかも知れません。

そういうことで、何回か皆さんとこういう方向性をまず決めて、それとまず県と市が、どういう方向でいこうかという今日の発言を得ながら、また技術的な協議に入っていくと思います。

その技術の協議を経た上で、今度皆さんのほうにもう一度こういうところで協議会を開きます。

それで、こうだということでも方向性を示して、もちろんその間に地区説明会をやってですね。

これは何も対峙するものじゃないんですね。

皆さんのことを考えながらやっていきますので、是非忌憚のないご意見を。

これはですね、皆さんが本当にいらないって言えばいらないんですよ。

それを決められるかどうかっていうところが悩ましいところなんですよ。

ですから県の方は、予算の続く限りきちんとやりますよっていうお約束で今ここに来てますので、それを受けるか受けないか、あるいは整備の計画を見直して高さはこのくらいにしてくれとか、中途半端なところが一番悪くてですね。

ただ陸の方から海の景観が見れるようにするのかどうか。

ここで小段部みたいな階段のものを作ったり、あるいは入口をどこにするか、海岸に降りていくのにどうしようとか。

そういうことの手直してっていうのはいくらでも出来ますので、そういうところでの調整を図っていただければと思います。

あと、是非ですね、委員Aさんからいただきましたけれども、観光関係者の方もいますので委員Eさんいかがでございましょうか。

今日はどうもご苦労様でございます。

今回のこの会議のご案内をいただいた時、興津地区をもっと素晴らしい海岸に、海にするんだなっていう勘違いをしております、その後お話を聞きましたら、今回のようなご提案があるということで、あーこれは大変だという思いで参加させていただきました。

と同時に、こんな興津地区の長期的な安全を考える施策に対して、観光なんていう立場から果たして意見言っちゃっていいのかどうか、もっとはるかに大きな問題じゃないですか。

ということで、今日は出来るだけ遠慮しようと思ってたんです。

先程も興津地区の方から、海が眺められないのが寂しいとか、いろいろご意見ありました。その気持ちは本当にわかりますけれども、その前のご意見の中でハードの面よりももっと大事なソフトの面ですか、そっちをなんとか充実する。

そういうのも良く考えたほうが良いんじゃないか。

というのは、この施策も決して100%ではないと。

想定外というお言葉ありましたけども、そういうことも含めて、だから安全とすぐ結びつかない。

そういう面もあるんで。

でも折角、こういう地元に大きな問題を投げかけて下さったんで、やっぱりじっくりそのへんを良く考えていただいたほうが良いんじゃないかと。

本来なら、なかなかこういう安全な壁を作るなんていうのは、なかなか予算的にもう大変難しく、一市町村ではなかなか出来ないかななんて想いもあります。

こういう機会、興津がすごい安全な観光都市だよと、そういうことを言われるのもやっぱり良いかなと、捨てられないなと、そんな想いがしておりました。

特に協会からは、望みとか何かないです。

とにかく良い機会、興津が素晴らしい町になっていけばいいなと、このように思っています。

以上です。

座長 突然ご指名しまして申し訳御座いませんでしたが、大変ご立派な意見をいただきましてありがとうございます。

それでは引き続きまして、どなたかいかがでしょうか。

委員F 委員Fでございます。

今、第1回目の会合ということで参加させていただきました、改めて住民の大変重大な判断を下すと、という時期が来たんだなと。

いままで我々興津はのんびりとしておりましたので、重大な判断を迫られていると。

決断の時が来た。

私持論なんですけれども、環境と自然というのは、まあ人命は両立出来ないんだと思っております。

どちらかを犠牲にしなければ、どちらかこれはもう何も出来ませんので。

環境を優先するのか、それとも人命を優先するのかという判断を迫られた時には、景色が悪くなくても、人命を大切にするんだよね。後世に残してあげたいよな、このふるさとをな、といった時にですね、海が見えなくなったけども、みんな生きてたよなって、これは我々の役目なのかなと思ったりします。

ですから、これは最終的に住民が、我々が区民の方に説明をして判断を仰ぐわけでありましてけれども、あまり積極的に観光、環境ということが最優先されちゃって、それが美徳のようになって、結果的に人命がっていうことになってくるとですね、それは後世に汚点を残すことになってくるんじゃないかと。

両立は出来ないけれども、何かそういうことの2つの案を折衷してですね、ベストではないけれどもベターなものに出来ないのかなと、というところを私はちょっと願っております。

以上です。

座長 はい、どうもありがとうございました。
非常に難しい判断を、皆さんがしないといけないというのは確かです。
しかし、個人の意見、これはある意味で地区から代表されて、あるいは団体からの代表者が集まっていたいてますけれども、もう一度持ち帰って、県の提出していただいた考え方をどう考えたらいいか、是非宿題として持って帰っていただきたいなど。
今日は、出来るだけ皆さんからのご発言をいただきたいと思いますので、漁業関係者の方がいいでしょうか。

委員G こんにちは、委員Gです。
たしかに今話を聞いて、初めてこの会議に第1回目ということで参加させていただきましたけれど、これは漁協であっても興津地区の住民の人達の考えを尊重しなくちゃいけないというのがまず頭の中によぎりました。
やはり、他所からやたらなことは言えるもんじゃないなっていう考えもしております。
ただ、この写真にあります15ページから何ページですか、このイメージ写真でこういう風に護岸をやっちゃうっていうことに対して、今まで通り海岸線が見えなくなっちゃってこう隔離させて、海と陸が隔離されるというような感じがしております。
これもどうかなってことが、思いはありますけれども、やはり興津地区の人命の、皆さんの人命のことを思えば仕方の無いことかなと考えも頭の中によぎっております。
ただ興津地区というのは、先程委員Eさん言われましたように風光明媚な海岸線もきれいだし、やっぱりあの漁協にとっても大変な漁場があります。
海女さんでも何でもありますけれども、そこをこういう防波堤、防御堤で隔離されるような真似であって、海と陸がまた離れちゃうじゃないかなというそういう心配をしておりますけれど。
なんせ重要な問題であって、ああこれ良く考えて意見、発言しなくちゃいけないなっていう、今の自分の考え、そういう考えでいっぱいです。

座長 非常に率直な意見を言っていただきましてありがとうございます。
皆さん悩むところですので、これもご自分の、個人の、お一人の、あるいは代表者としての責任で悩まないで下さい。
皆さんの意見を吸い上げて、皆さんの本当にどう思ってるのかということが一番重要なんです。
一人で背負ってしまうと、みんなのための命だとか、環境がどうだとか、観光客が少なくなるところにまた追い討ちになるのかとか、いろいろなことを自分で思い悩むと、非常に重い、肩の荷の重いものになります。
しかしやはりこういう悩みも、この共同体でもって一緒に話し合っって、その悩みを分担、分散してお考えになっていただいて、それをまあ皆さんと県と市が話し合っってどういう方向に導いていくのか。
ということ、少し時間をかけてもっていてもらいたいんです。
ですから、個人も非常に苦しいっていうことはわかります。
本音でいけば、本当に決めたくないことです。
で一方では、これやっちゃあもう興津の素晴らしい景観、本当に素晴らしいですよ。
もう千葉県下でも、最も素晴らしい自然資源で、こうにですね、インバウンドだとか何だとか。
それから昔の昭和40年代までのあの海水浴客っていうのは、千葉県だけでも、年間に1千万、2千万来てたんです。
今はもう、数えるだけしか来ません。

その魅力が無くなったんじゃないでなくて、もう世界の人、世の中の人々のライフスタイルが変わったんですね。

それと価値観も変わったんです。

昔と同じ風に考えていたら駄目なんで、今度は新しい興津、新しい勝浦市。

その中で自分達はどうしてこうかっていう事が、また新たに求められることです。

それで、まさに市長さんここに、日本の創世記から、猿田っていうのはすごいお名前ですね。

私はもう、今日会って、名刺を交換して「ああ」って思ったんですけども、やはり新しい世紀を創りあげるといふ使命を持った市長さんかなと私は思ってますので。

是非皆さんも協力しながら、皆さんにとって最良と思われるものを、ベストで無いけどもベターな方向を探っていただきたいなあと思っております。

いかがでしょうか。

市長 ちょっと質問。

座長 はい、どうぞ。

市長 これはちょっと技術的な事なんですけれども。

まあ出来るかなって、要するに津波を跳ね返すことが出来て景観が見れる。

いわゆるその、例えば硬化ガラスのようなものですね、その防潮堤のところに強化の少し厚い、そういうガラスのようなものでね。

今の日本の技術からすると、そこでやっぱり海の景観が従来通り見えて、なおかつ、津波を跳ね返せるくらいの応力といいますか、その力を持ったものが今の技術で出来ないでしょうかね。

座長 私も専門家じゃないんでわかりませんが、副座長はそういう知見もお持ちだと思いますので、副座長の方から。

副座長 いや、よくわかりません。

たしかにすごく良いアイデアだと思います。

あと、現実にはそういう材料があるかどうかっていうのがなかなか難しくって。

確かに強化ガラスとかあるいはアクリルとかいっぱいあると思うんですよ。

ただ時間が経つとやっぱりガラスは絶対に劣化する、アクリルも同じ。

皆さん毎日、お掃除しないとイケないとか、そういうことを含めても、そういう材料があつて、大量に覆うことが出来ればそれもまた一つの解決策かなというふうに思います。

すみません。

材料のことはあんまり良く知らなくて。

市長 日本の技術力をもってすれば何とかできそうな。

お金はちょっと高くなるでしょうけれども。

副座長 水族館の。

市長 そうですね、水族館の水槽の壁とかもありますからね。

委員H 委員Hです。

今聞いていると、人命・財産これは二の次にしちゃいけないことだと、第1番目に考えなくちゃいけないんだと思って皆さんの意見を聞かせていただきました。

ただ今聞いていて、海岸は高くなりますよ。

じゃあ水門はどうするんだっていう感じを私聞いてたんですよ。

西のほうの水門は管理されていて、西側の川は何とか堰き止められます。

東のほうにもやっぱり川があるんですよ。

それについてはこれからどうするのかなっていう。

そうすると東のほうから入れれば興津の町は水浸し。

もう抜けなくてそれがガバガバ残っちゃうんじゃないかと私は思うんですけども。

その点について、東のほうの川についてはどういう設備をしてくれるのか、考え方とかそれを知りたいです。

またこれでね、私のこの意見でまた子孫が云々と考えちゃうと、いやこれ大事な席にいるんだなあと思って、重圧感でもう潰れそうです。

その水門のほうは、少しだけちょっと考えていただきたい。

座長 はい。

県土整備部の河川課の方も来られてますので、今のことについていかがでしょうか、何か。

河川整備課 それではですね。

今、ちょっと先行して県のほうで九十九里の方を津波対策ということで、農林部さんと協同でやってるんですけど、あれは元々4m、T. P. 海拔4mの高さを6m、だいたい2m程高くしてまして、主な大きな河川、県で管理している2級河川なんかをですね、当然川の入口のところに水門を作るのが良いんですが、若しくは津波が遡上する高さのところまで堤防ですね、コンクリート高を嵩上げするのが良いかっていうのと、まあその経済比較をやった上で、大きな河川についてはコンクリートでその津波が上であろうという高さまで、大体海岸から2kmくらいですかね、両側に渡って壁を立ててます。

長生村とか茂原にある一宮川っていう川があるんですけど、あれは護岸の高さを3mくらい。ちょっと堀の中にあるような印象になるんですけど、そういった形で、止めるとすればどちらかの方式でやっております。

あと、もうちょっと銚子側のほうに行きますと、これは県の管理してる河川ではないんですけど、普通河川のほうではですね、大きな水門を作って、普段は川の水は流れるんですけど、津波が来た時パタンと、その津波の水圧で閉まるような水門、フラップゲートっていうんですけど、それを付けているようなところもございます。

座長

只今のご発言をいただきましたけれども、県の方もケースバイケースのところもあると思いますので、興津に特化して考えると、最も良い方法をご提案していただけたらと思いますので、これもある意味で宿題、県側にも宿題になると思いますのでそういう意見を賜った上で、様々な宿題がこう出て、発言した側も質問した側もそういう宿題になりますし、県側も回答しながらやはり宿題になってくる。

このやり取りをしながら、ベストの方向を作ってこうということでございますので、今日でおしまいじゃないんですよ。

これ、何年か実は続くんです。

いろんな別な市でもですね、もう3年目になって、こう続いているのもあります。

そういうことですね、いろんなご意見を賜りたいと思いますので、それではお待ちになっていただいていた方どうぞ宜しくお願いします。

委員 I

先程先生の話の中でね、この会議で決定するのは大変、なんて言いますかね、皆さん方そう、心痛みなくていいということおっしゃいましたね。

この会議で。

この会議ではね、私ちょっとわからないのは、委員会とすれば指針を出すのか。

例えば、これは、委員がいますね。

その委員の皆さん方で、興津の津波対策についてね、これだけの資料等々ございますけれども、こういった設備をするのかね、それともしなくて景観を守る。
先程委員Gさんがおっしゃったようにね、両方っていうのは物事は出来ませんね。
どっちかをしなくちゃいけない。
そうした場合にこの私良くわからないのは、単なる委員の方々がね、人たちが意見を出すだけで良いのか。
それを最初に先生が先程おっしゃったようにね、最終決定を住民に委ねるとおっしゃいましたね、住民の皆さんに。
だからまあ、住民というのは興津地区500世帯とか言ってましたね、最近ちょっと減ってますね。
皆さんの委員の意見は出したけれども、こういう意見が出てましたけれども最終的には地域住民の皆さん方に決定して下さい、ということで投げかけていくのか。
だから、ある意味で他所の地区でね、今回でそういったことがありましたね。
そういった場合で、実際住民とのやはり総会等、全員の地域の住民の、興津地区の住民の皆さんに集まっていたいて、そこで賛成、先程ひとりふたりの意見、過半数ですか、過半数のこういうものが決定していくということにするのか。
或いは住民投票等で、他所の地区はやっているのか。
そういうところで実際、今後の過程がちょっとわからないんですよ。
要するに繰り返しますけれども、もう答えが出ているということは大事ですけれども、まあどっちにするのが良いのかはね、ご案内のとおり誰が考えてもね、両方難しい、両天秤にかけた場合、どっちかの天秤にかけなくちゃいけないですね。
例えばちょっと離れますけれども、一つの学校を、勝浦もそうでした。
合併するのにやっぱり反対もいましたよ、どうしても反対だと。
いわゆる昔からの学校、小さいところでもまあそれで良いんだよと。
ところが全体会議として委員としては指針を出したわけ、やっぱり学校は統合しなくちゃいけないんだと。
というわけで、いろんな問題があったけれども最終的にはそこで、委員会で、指針は出したわけ。
今回この聞いてみるとですね、私共みんな悩まなくていいんだよということは、意見だけ出してそれでいいのか。
この委員会としてはこれをやりなさいということまでは、踏み込まないような気がするんですけど委員会としては。
委員会としてこれをやった方が良いんですってことを、言えないと思うんですね。
意見だけは出す。
そういう形でもって行って、最終的には興津地区の皆さん方にですね、判断していただく。
こういう形とるんでしょう。
そこがちょっとね、わからなかったんですよ。
だから、意見を出すことは私はもう、いろんな個々に個別の問題があるでしょうけれども、大所はですね、何度も繰り返しますけれども、本当に委員Gさんがおっしゃったようにね、両方、どっちかはですね、決めなくちゃですね。
これはもう結論でませんよ。
両方もって、良いというわけにはいかないんですから。
まあ、そういうことですね。
だからあと先生にお伺いしたいのは、今後の会の進め方をですね、一つですね。
それと、住民の皆さん方にこういった形で決定していただくのか。
住民投票するのかわですね、過半数の議決にするのか、あるいはそれを踏まえて他所の地区ではどうやってやってきたのかですね。
それを教えていただきたい。

こういうことでございます。

座長 私に関わっている会議っていうのは、海岸づくりではもう2つの市と、ここと3つだけなんですけれども他の地区はまだわかりません。
私の理解では、やはりこの委員会が最終決定を下す組織だと思います。
そのために各利害関係者の代表者や地区の方々の代表者が、区長さんとかそういう方がここに出て来ていただいていると思っております。
ただ、最終的に投票で決めるべきだと皆さんからご意見が出れば、投票とすべきだとも思っております。
それを決めるのも皆さんです。
県の方は技術的な提案で、また予算的にもこれだけのことで確保しますということでここに技術的な提案を行った上で、皆さんの合意を得てするかしないか決めてのようになっていくことになります。
ですから、後は決め方をいままで県としてどういうことをやっていたのかを具体的にご説明していただいたほうが、参考事例になるのかって思っておりますので、県のほうでこの決定についてご説明していただける方はどなたがよろしいですか。

河川整備課 河川整備課でございます。
勝浦市が今日第1回目、始めていただいたこの海岸づくり会議、太平洋側だと銚子市とか先行してやられてる市があります。
まだ、最終的な決定をした市さんというのがいないんですけど、先行している市の事例から考えますと、銚子市では2択という今、高く嵩上げをしてほしいというところで、なっている工区もあります。
今回、勝浦市の中で今、興津港海岸が今日対象になっているんですけど、他にも海岸ございますので。
海岸ごとに決めていくということで、先行して決めているところについてはもう嵩上げをすとかっていうかたちで、そこは2択、みなさんで投票されたりとかってことではなくて、ある程度方針として皆さんそちら側の方の同意ということでいただいているので、まだ投票したりとかとっていうところで、海岸づくり会議で決定をしたりとかいうことをやったところはございません。
あと、今回勝浦市に主催して海岸づくり会議を開いていただいているんですけども、住民の皆様方の意思を、合意形成をしていただいくっていうやり方については、今回、資料の1-2ですかね、1-2のところは海岸づくり会議の設置要領でございますけれども、こちらの中の第2条の2項のところご覧いただくと、地方自治法何条のという文面が書かれていると思うんですけども、こちらの文面はですね、通常市町村とか、県もそうなんですけれども、きちんとした条例、市議会なり県議会に図って条例で設置した審議会なり、そういったかたちのきちんとしたものでないということを書かれています。
ですので、そういった形の付属機関ではないんですけども、そういった中で、いろんな利害関係者の皆様が一堂に会してこう意見を、いろんなご意見をいただきながら合意形成をしていくのも一つのかたちかなというふうに県としては考えてございますので、カチッとした形には、先程委員の方からご質問いただく通り、決めるのか決めないのかってということに対する答えにはならないんですけど、いろんなご意見を積み上げながらどういう方向に行くのかを合意形成をしていただければなっというのが県としての希望でございます。

座長 まあ、なかなか難しい。

委員Ⅰ ちょっとわかりませんね。

座長 まあ、いずれにしろこの会議は、ある方向性を決める会議だと私は理解してます。ですから、先程最初に言いましたとおり、皆さん方には非常に重い荷がかかる、加重がかかっているんですけども、そうは言っても住民の方々に持ち帰ると、やはり反対する方もいらっしゃると思います。そういうことで、ある意味では方向性なんですけれども、その方向性はかなり重い方向性だと思ってます。また県も、ただ単に話せばいいですねって、この協議会で話し合いました、それで良いわけじゃないですね。やはり決めていただかないといけません、方向性を。その上でより良い方向をもっていこうってことで、決めたいと思ってる。私もそうじゃないと、なかなかこの委員会をですね構成してて、座長をやっている意味がなくてですね。この目的、長期目的はやはり方向性を決めるということですので、是非あの皆さん一度持ち帰って、また県もですね、それから市もですね、皆さんと一緒に話し合っただけで説明会を開いたり、そういう手順でいくと思いますので、それを踏まえた上でこの会としてどうしようかって、まさに海づくりを決めていかないといけない組織だと思います。まあそういうことですので、大変負担だと思いますけれども、もしこういうご理解も元に子子孫孫で、この市をですね、やはり財産である海岸をどうしようかっていうことをやはり大きく考えていくという機会だと思います。非常に私も切ないですけども、やはりどっかで決定しないといけない。これはおそらく県が決定出来ないですし、やはり皆さんのご意見を聞いた上で決めようと思っておりますので、それだけ重要な会議だと思って是非ご参加して、継続してやっていただきたいと思っております。他にご意見ございませんか？

委員B ちょっと、伺いたいんですけども。

座長 はい、どうぞ。

委員B あの、幸い興津区はね、毎月15日区会っていうのを定期的にやっているんですね。今度の15日にもやるんですけど。15日はお祭りの時だけか、ちょっと違うのは、少しずれるのはね。それ以外は必ず15日に区会をやりまして、前の月の経過報告だとか、次の月の新しいことをやるかとか、そういうことも全部議論して決めてる。そういう伝統がある地区なんですね。その他14番組まで番組がありまして、あのその区の会議には番組の組長がみんな参加するんですけど、言ってみれば町内会長さんだとか。それぞれの番組でまた常会っていうのを開いて、主な何かやることを、主なことをやる時は、この常会って「常」の会ね。常会を開いて、そして皆さんと意見を統一してやるという、そういうシステムが興津の場合は、そういう民主的になって言ってもおかしいけれど、その中で今日話したことについても十分皆さんと協議して、皆さんの意見を報告して、やっていけたらなあって思ってます。以上です。

座長 どうもありがとうございます。実はこのこういう会議、そういう住民の方々が常に常会とかあるいは15日の会とかをやっているっていうのは非常に重要なんです。というのは、他の地区は東京に通ってるサラリーマンの人が多いいんですね。

そうすると、なかなかそういうことの話し合いも出来ない。

それから防災組織も、蔑ろになって名前だけ載ってる。

全然動かないんです。

ですから、非常に皆さんこう親密な関係で長くこういうことやられてますので、非常に良い環境にもっていける組織だと感心いたしました。

特に防災でソフトの部分で、さあすぐ避難だという時にも、この組織が一番重要なんですね。まあそういうことを心強く感じますし、是非忌憚りの無い会で、こういうことを宿題で持って行って、「こんなことを言われたんだけど、お前らどう思うんだ」ということを是非話し合っていたいただきたいと思います。

それに対して出来るだけ、県の方も情報を決して逸脱しませんので、「こういう具合に技術をやってますよ、今のところどういうところが決まっていますよ」というところをですね、いろいろと情報開示もしていただきますので、是非ご協力のほどを。

また、呼びをかけて下さい。

出先の事務所は忙しくなるかも知れませんが、是非こういうので来てほしいとかですね。あと、日にちがまだ決まっていませんけれども、住民の説明会だとか或いは第2回目に向かってどういうことをするのかというのを、また市を通して各地区の代表者の方々に連絡が行くと思います。

若しくは、皆さんのほうから「ちょっとこれだけは、資料だけもらっても中身は良くわからんから、是非技術的な側面で、或いは経済的にこれくらい工事費がかかるんだ」とか、或いは先程のあの取り合いと言いますか、「河川とそれから浜と、それと防潮堤とか、そういうところにやり取りはどうなってるんだ」というご質問が出ました。

それも詳細については各担当者にご質問していただければ、説明に来ると思いますので、是非宜しく願いたいと思います。

時間がちょっと押して来ましたが、大体のご意見、不満、或いは望ましい方向性、明確には出てません。

ですからこれを是非持ち帰って、いろいろと地区でご相談なり、或いは単体で「こういう話が出ただけだけど、皆さんどうするんだ」ということを話し合っていたいただければと思います。

最後に副座長から、今までのご経験、今の会議でのお話を聞いて何か感想でもお話いただければと思います。

いかがでしょうか？

副座長

はい、ありがとうございます。

貴重なご意見をたくさん、伺ったこととっております。

先程この会議の目的ってということでお話があがりましたが、ここでは皆さんのご意見がすごく大事で、ということで、行政の方々は皆さんのご意見を聞いて、新たな施策をどんなふうを考えていくかっていうようなことになさってるだということに考えております。いろいろ意見を言っていたらすごく大事な、これはもう座長のご案内の通りだと思えます。

今日は、はっきりソフト、ハードって言葉がこう出てきていました。

ただ、例えばもう皆さんお分かりだと思いますが、ソフトにしろハードにしろ、人命はかなり高い確率で守られていくということになると思います。

ただ、ソフトだけでやると、財産ってということについては若干問題が出てくるかなと、家が無くなるかそういうことが起こります。

そういうことを勘案して、一体どういう防護がいいのかってことを考えて行くってことがすごく大事だになっていうふうに感じました。

例えば、今日最初にご説明いただいた、写真を見せていただきまして、その5.9mという高さですね。

これは、海岸保全基本計画で定められた防護のために必要な高さって言われているものなんです。

これは大臣が決めたものに対して、大臣の方針に対して県がきちんと定めたものなので、この値自体はしっかりしたものであるというふうに考えています。

この高さが大事な高さなんですね。

それを皆さんがこの高さをどう考えて、高さが指標ですよ。

だからそこまで水が来るっていう高さですね。

なのでその高さを、どっちでどのように逃げるかっていう、どういうふうに身を守っていくかっていうことをお考えになればいいのかなって思うんですよ。

単に壁を作るっていう問題だけでもないと思うんですよ。

いろんな地区でやられてる様に、例えばタワーを作るとかですね。

そういうお金も問題もありますけれども。

ここの場では、壁を作るっていうことだけに限定するような、その考えて固執すると、何か行き止っちゃうんじゃないかなっていうふうに感じました。

繰り返しになりますけれど、皆さんの意見がとても大事なことに、将来につながっていくということだと思えます。

以上です。

座長 ありがとうございます。

この委員会は飛び飛びにしか開かれませんが、あと住民協議会といいますか、地区ごとにですね説明会とか、そういうことが行われると思います。

そういうことで、少し時間をかけてこう判断して行くということになると思いますので、県の方も是非ご協力していただきながらこの提案に対してみなさんがどう思うか、もうちょっと説明をして下さいって言われれば県の方のお願いを、市の方に連絡していただいて、市から県と協議していただいて日にちを設定、場所を設定という手順になると思いますので、よろしくご協力の程お願い申し上げます。

これ、いくら討論しても尽きないところでございますので、大変申し訳ございませんが、今回の委員会は終了させていただきます。

あとは、事務局のほうに司会をお任せいたしますので、ここで座長としての役割は終了したいと思えます。

どうも皆さん、ご協力をありがとうございました。

司会 座長、副座長どうもありがとうございました。

また委員皆様、ご発言いただきましてありがとうございました。

それでは、議事が終わりました、次第の6、その他に移ります。

その他についてであります、諸連絡等何かございましたらお願いしたいと思えますがいかがでしょうか。

市、県のほうから何かございますでしょうか？

市都市建設課 都市建設課です。

先程の座長からお話がありましたように、これは全体会議で、あと個別に資料1-3にありますように、この津波対策に対する意見の聴取に関する、いわゆる住民合意の進め方ということで資料がありますが、全体会議のあと、先程座長がおっしゃられたように個別住民の方に説明に伺わせていただき、住民合意を形成できたら良いなと思っております。

興津区長さん今日お見えになっておりませんが、このあと区長さんと連絡を取ろうと思っております、先程委員ほうから月の15日、月1回必ずやっているようでありますので、それを利用していただいております、お邪魔したいなと思っております。

従いまして、資料1-1にありますように、この海岸づくりの議の目的や指針、ここに述べ

てあります通り、代表の方々が出ていただいて全体の説明をさせていただきました。
それを各地区にそれぞれの委員が持ち帰っていただいて、各地区でまだ不明な点や疑問点があれば私達行政が行って、一緒に説明をし、意見をすり合わせていけたらなと思っておりますので一つよろしく願いいたします。
以上です。

司 会 ありがとうございます。
何か他に、その他でありますでしょうか。
無ければ、これで本日の第1回勝浦市海岸づくり会議を閉会といたします。
長時間にわたる会議、大変お疲れ様でした。
本日はありがとうございました。